

(一社)福岡県測量設計コンサルタント協会 会員資格の変更・停止に関する規程

第1条 この規程は一般社団法人福岡県測量設計コンサルタント協会（以下「本協会」という。）の会員資格の変更および停止に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 会員資格の変更

会員資格の変更とは、会員の資格区分（正会員・準会員・賛助会員）が変更されることをいう。会員資格の変更は、会員からの申し出によるか、理事会で発議により審議されるものとし、次の会員要件ならびに正会員(第3条)・準会員(第4条)・賛助会員(第5条)の資格基準によるものとする。

- (1) 会員は本協会の目的(定款第3条)及び事業(同第4条)に賛同し協力することを約するものであること。
- (2) 反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを約するものであること。
- (3) 本県内に社会的・経済的・技術的な基盤を有し、本県並びに本県測量設計業界に寄与すると認められること。
- (4) 協会活動ならびに協会員に対し協調的・融和的で、協会員相互の信頼関係を構築できると認められること。
- (5) 正会員・準会員は測量設計業として本県内に事業実態があり、良識的な事業活動を行うと認められること。

第3条 正会員の資格基準

正会員は、測量法に基づく登録業者で、本県内に登記上の本店があり、かつ本県内に主要な事業実態を有する独立経営と認められる法人であり、次の基準を満たすものとする。

(1) 社会性

- ・福岡県暴力団排除条項の各号に該当しないこと、並びに反社会的勢力に該当しないこと。
- ・法人または役員等が刑事罰・行政処分を受けた場合、その内容・状況をもって理事会で判定する。

(2) 営業経歴

測量法に基づく測量業もしくは建設コンサルタント登録規程に基づく建設コンサルタントとして登録（以下、「測量設計業」という。）があること。

(3) 経営規模および專業割合

直近3カ年決算のいずれかの年において、測量設計業の売上高が年3千万円(消費税抜)以上であること、または測量設計業の売上高の全売上高に占める割合が5割以上であること。

(4) 技術者数

- ・測量設計業を担い、本県在住・在職が1年以上である常勤・専任の技術役職員が4名以上であること。
- ・うち測量士2名以上または管理技術者・照査技術者の福岡県資格要件を満たす者が各1名以上であること。

注) 上記の技術役職員は、社会保険(厚生年金保険および健康保険)に加入していること

(5) 事業実態

本県内にその法人の中核となる事業所を置き、そこに法人の全役職員の過半数を配置していること。

(6) 災害対応

本協会と福岡県県土整備部とで締結した「大規模災害時における災害復旧支援業務等に関する協定」（以下、「災害協定」という。）に協力し、巡視活動や被災箇所調査等の要請に対し少なくとも1班の現場出動ができる常勤・専任の技術役職員を配置し、災害協定に基づく活動実績を有すること。

(7) 経営の独立性

経営の独立性は、福岡県または国の競争入札参加資格を持つ法人または個人（以下、「競争入札参加資格者」という。）との関係をもとに、理事会で判定する。

①資本関係

親会社または子会社あるいは株主グループを同じくするグループ会社等が競争入札参加資格者でないこと。

注) 資本関係は実質的に法人を支配する株主グループをもって判定する

②人的関係

- ・役員等が他の競争入札参加資格者の役員等または職員を兼任していないこと。
- ・職員が他の競争入札参加資格者の役員等を兼任していないこと。
- ・役員等の配偶者または(義)親子・(義)兄弟姉妹が他の競争入札参加資格者の役員等でないこと。

注) 役員等は法定役員に限らず実質的に法人の経営に従事していると認められる者を示す。

第4条 準会員の資格基準

準会員は、測量法に基づく登録業者で、本県内に登記上の支店を有する法人、あるいは本県内に登記上の本店を有しても正会員の資格基準を満たさない法人で、次の基準を満たすものとする。

- (1) 社会性 (正会員の資格基準に準ずる)
- (2) 営業経歴 (正会員の資格基準に準ずる)
- (3) 経営規模および專業割合 (正会員の資格基準に準ずる)
- (4) 技術者数 (正会員の資格基準に準ずる)
- (5) 事業実態

本県内に測量設計業として一定の事業実態を有すること。(一定の事業実態の有無は理事会で判定)

第5条 賛助会員の資格基準

賛助会員は、本協会の目的及び事業に賛同し協力する法人で、本県並びに本県測量設計業界に寄与すると認められるものとする。

- (1) 社会性 (正会員の資格基準に準ずる)

第6条 会員資格の変更方法

(1) 会員からの申し出による場合

- ①準会員から正会員、あるいは賛助会員から準会員または正会員への変更は、入会審査の方法に従う。
- ②正会員から準会員または賛助会員へ、あるいは準会員から賛助会員への変更は、理事会報告事項とする。

(2) 理事会での発議による場合

- ①会員資格の変更は、本規程の会員要件と資格基準に依り、理事会での審議と特別決議によるものとする。
- ②理事会は審議の必要に応じ
 - ・執行役員会および事務局に対し、公開情報に基づく調査を求めることができる。
 - ・該当会員に対し、次回理事会日もしくは2ヶ月の期限を付して、必要な資料を請求することができる。
- ③「経営規模および專業割合」または「技術者数」が基準に満たない場合、3年間の猶予期間を設ける。
- ④特別決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上をもって行う。

(3) 事務局長は、該当会員にその旨を通知し、会費・名簿の変更等、必要な処置を行う。

第7条 会員資格の停止

会員が社会性に反するとみなされた場合、本協会は該当会員の会員資格を停止することができる。

(1) 社会性に反するとみなされる状況

- ①福岡県暴力団排除条項の各号いずれかに該当するとして、官公庁・警察から措置を講じられた場合
- ②反社会的勢力に該当すると理事会で判定された場合

③法人または役員等が刑事罰・行政処分を受けた場合

- (2) 上記①の場合、該当会員の会員資格は即時停止される。
- (3) 上記②③の場合、理事会での審議と特別決議により、該当会員の会員資格は停止される。
- (4) 会員資格の停止は、本協会定款に定める任意退会、除名、資格喪失を妨げるものではない。
- (5) 会員資格の停止は、該当会員の申請に基づき、理事会での審議と特別決議により解除することができる。
- (6) 会員資格の停止期間中、該当会員は会費の支払い義務が継続する。
- (7) 会員資格の停止期間中、該当会員は会員としての権利は行使できない。
- (8) 会員資格の停止期間中、会員名簿や協会ホームページ等から該当会員名は削除される。
- (9) 事務局長は、該当会員にその旨を通知し、名簿の変更等、必要な処置を行う。

第8条 その他

- (1) 準会員から正会員へ、あるいは賛助会員から準会員または正会員へ変更となった場合、入会金は変更時点の入会金規程に定めた会員資格区分間の差額とする。但し、元の資格区分に戻る場合は、入会金は不要とする。
- (2) 正会員から準会員または賛助会員へ、あるいは準会員から賛助会員へ変更となった場合でも、入会金の一部または全部の返還は行わないものとする。

(附則)

この規程は、令和 3年4月1日から施行する。